

|                     | 事業名                | 事業概要  | 平成16年度計画  | 平成16年度実績   | 所管局   |
|---------------------|--------------------|---|---|--|-------|
| 3. 男女平等参画を推進する社会づくり |                    |   |   |  |       |
| (3) 推進体制            |                    |   |   |  |       |
| ア. 都における体制          |                    |   |   |  |       |
|                     | 120 男女平等参画審議会の運営   | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置。行動計画その他の男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。              | 調査審議事項について、総会及び部会を合わせて9回程度開催予定  | 第2期審議会(H15.3.～H17.3)<br>調査審議事項「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」<br>H16.7 最終報告。<br>H16年度は総会1回及び部会4回を開催。 | 生活文化局 |
|                     | 121 男女平等参画推進会議の運営  | 都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。 | (再掲No.117参照)<br>年数回開催予定<br>・施策の進行管理<br>・重要施策の総合的な調整<br>・審議会調査審議事項に関する調整 | (再掲No.117参照)<br>1回開催<br>・審議会報告(H16.7)を受けての今後の取組<br>・審議会等への女性委員の任用促進について                            | 生活文化局 |
|                     | 122 研修の実施          | ・講師等育成研修「男女平等推進科」<br>セクシュアル・ハラスメント相談員及び管理監督者に男女平等参画についての研修を行う。    | ・対象者 各局セクハラ相談員及び管理監督者<br>40名 年1回開催                                      | ・対象者 原則として主任級以上職員<br>19名 1回開催  | 総務局   |
|                     | 123 東京都男女平等推進基金の運営 | 基金廃止(平成15年3月31日)  | なし  | なし   | 生活文化局 |

|     | 事業名                             | 事業概要   | 平成16年度計画  | 平成16年度実績   | 所管局                     |
|-----|---------------------------------|--|---|--|-------------------------|
|     | イ．相談（都民等からの申出）                  |  |   |  |                         |
| 124 | 総合相談                            | 東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談に対応した総合相談を実施する。   | ・一般相談<br>・配偶者相談支援センターの総合相談（63 再掲）<br>・特別相談<br>・男性相談（66再掲）<br>・グループ相談<br>・相談員のためのスーパーバイズ（129再掲）    | ・一般相談<br>・配偶者相談支援センターの総合相談（63 再掲）<br>・特別相談<br>・男性相談（66再掲）<br>・グループ相談<br>・相談員のためのスーパーバイズ（129再掲）                     | 生活文化局                   |
| 125 | 福祉相談                            | 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じる。   | (再掲No.64, No.67, No.70, No.71参照)<br>女性相談センター(立川出張所を含む)の運営   | (再掲No.64, No.67, No.70, No.71参照)<br>女性相談センター(立川出張所を含む)の運営  | 福祉保健局                   |
| 126 | 労働相談                            | 賃金、昇進などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行う。  | (再掲No.11, No.80参照)<br>労働相談情報センター<br>本所、5事務所   | (再掲No.11, No.80参照)<br>労働相談情報センター<br>本所、5事務所  | 産業労働局                   |
| 127 | 男女平等参画審議会の運営                    | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置。行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。  | (再掲No.120参照)<br>諮問事項について、総会及び部会を合わせて9回程度開催予定  | (再掲No.120参照)<br>第2期審議会(H15.3.～H17.3)<br>調査審議事項「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」<br>H16.7 最終報告。<br>H16年度は総会1回及び部会4回を開催。 | 生活文化局                   |
|     | ウ．区市町村や事業者等との連携                 |  |   |  |                         |
| 128 | 男女平等参画を進める会                     | 基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置。各々の行動計画の取組状況について、報告等を行う。   | 総会、報告会等<br>年2回  | 総会2回開催<br>各団体のH15事業実績とH16取組予定について<br>次世代育成支援対策と男女平等参画について(講師:武石 恵美子)   | 生活文化局                   |
| 129 | 区市町村との連絡会議等                     | 都民における男女平等参画の効果的促進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議を行い、意見や情報交換を行う。また、相談事業において、区市町村の相談員等に対して研修を行う。  | ・相談員のためのスーパーバイズ 月1回<br>(No.124の一部再掲)<br>・相談員養成講座<br>基礎編 応用編 各1回 各40名<br>・区市町村男女平等施策担当者連絡会議<br>年4回 | ・相談員のためのスーパーバイズ 月1回<br>(No.124の一部再掲)<br>・相談員養成講座<br>基礎編 応用編 各1回 各40名<br>・区市町村男女平等施策担当者連絡会議<br>あわせて5回               | 生活文化局<br>生活文化局<br>生活文化局 |
| 130 | 行政機関男女雇用平等問題担当者会議               | 男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催する。  | 年1回   | 年1回  | 産業労働局                   |
| 131 | 女性センター連絡会議等                     | 東京ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内女性センター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指し、女性センター館長会議を開催する。広域センターとしての立場から、地域の女性センター等の新任職員等を対象に研修を実施する。 | ・館長等会議<br>・都内女性センター職員等研修<br>基礎編1日 応用編1日 各40名<br>年2回   | ・館長等会議<br>・都内女性センター職員等研修<br>基礎編1日 応用編1日 各40名<br>年1回  | 生活文化局                   |
| 132 | アジア大都市ネットワーク21共同事業<br>「女性の社会参画」 | 男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組む。   | デリー準州で開催される「アジア大都市女性セミナー」に女性起業家及び職員を派遣<br>2名 4日間  | デリーにて開催予定であったが、スマトラ島沖地震の影響等により延期。  | 生活文化局                   |

133～ 135は平成15年度以降の新規掲載事業であり、各々の体系の中に掲載した。

133: 1-(3)-イ 「児童虐待防止区市町村ネットワークの整備」(福祉保健局)

134: 1-(1)- 「しごとセンター事業の推進」(産業労働局)

135: 2-(2)-7 「小児救急医療体制の整備」(福祉保健局)